

2023年10月

Contents

- I. 【エジプト】エジプト知的財産庁(EAIP)の設立
- II. 【シンガポール】SIAC による規則第 7 版の Public Consultation Draft の公表

I.【エジプト】エジプト知的財産庁(EAIP)の設立

1. はじめに

エジプトでは、従前から知的財産権に関する法制度の整備は進められており、2002年6月3日、知的財産権に関する規定を包括的にカバーする知的財産権法(Law No.82/2002)が施行され、翌年、2003年8月17日には知的財産権施行規則(Decree No.1366/2003)も施行されている。加えて、エジプトでは、パリ条約、WIPO 設立条約、TRIPS 協定、マドリッド協定議定書など数多くの国際条約にも加盟している。

しかしながら、エジプト国内における知的財産権を管轄する行政機関が多岐にわたっていたため、それぞれの行政機関の判断に矛盾が生じるなど、実務運用上、知的財産権の保護という観点から、必ずしも効率的とはいえなかった。

この実務背景を踏まえて、エジプトでは、2023年8月6日、エジプト知的財産庁(Egyptian Authority for Intellectual Property)(以下「EAIP」という。)の設立及びその役割を定めた法律(Law No.163/2023)(以下「新法」という。)が施行された。

本稿では、新法の概要について、簡単に紹介したい。

2. 概要

新法の最大の目的は、EAIPを設立することによって、従前、知的財産権を管轄する行政機関が多岐にわたっていたことに起因する非効率を解消し、これをもって知的財産の保護をより一層図ることにある。

具体的には、新法の下では、EAIPは、①高等教育科学研究省(Ministry of High Education and Scientific Research)、②生活用品及び国内取引省(Ministry of Supply and Internal Trade)、③文化省(Ministry of Culture)、④情報通信省(Ministry of Communication and Information Technology)、⑤農業省(Ministry of

Agriculture)、⑥貿易省(Ministry of Trade and Industry)、⑦メディア最高評議会(Supreme Court of Media)、⑧特許庁(Patent Office)、⑨商標意匠局(Trademarks and Industrial Designs Office)等の行政機関に取って代わり、エジプトの知的財産権に関するあらゆる事項を排他的かつ独占的に管轄する行政機関となることが明記された。

また、上記の組織再編に起因して、新法の下では、EAIIPの役割として、知的財産権の登録や統一的なデータベースの作成などの役割が求められるほか、国家知的財産権戦略の策定及びその更新、中小企業やスタートアップ企業等による知的財産権の開発及びその保護の奨励、諸外国や国際機関等との情報交換の促進等が挙げられた。

なお、EAIIP への権限の移管については、2024 年 8 月 5 日¹までに行われるものと規定されているが、首相令(Prime Ministerial Decree)によって、最大 6 か月間(1 回限り)、同移管に係る期間を延長できるものと規定されている。また、EAIIP への権限の移管が行われるまでの猶予期間については、引き続き、それぞれの行政機関が自らの責任をもって該当する業務を担当することが明記されている。

3. まとめ

以上より、エジプトでは、従前より知的財産権の法制度自体は整っていた一方、統一的かつ包括的に知的財産権を管轄する行政機関がなかったため、実務運用上、知的財産権の効率的な保護という観点から様々な不都合が生じていた。しかしながら、新法の施行によって、知的財産権に関する排他的かつ独占的行政機関としての EAIIP が設立されることとなったため、今後、行政手続などの実務運用が効率化され、エジプトにおける知的財産権の保護がより一層確保されることが期待される。

【エジプト】
弁護士 山口 健次郎

¹ 新法の施行日から 1 年以内と規定されている。

II. 【シンガポール】SIAC による規則第 7 版の Public Consultation Draft の公表

1. はじめに

シンガポール国際仲裁センター(SIAC)は、2023 年 8 月 22 日、SIAC 仲裁規則第 7 版の Public Consultation Draft(以下「本改正案」という。)を公表した。本改正案の意見公募期間は、2023 年 8 月 22 日から 11 月 21 日までとされている。なお、最終的な改正規則の公表時期や施行時期を含めた、意見公募期間終了後の具体的なスケジュールは現時点では公開されていない。

本改正案の内、特に実務への影響が大きいと考えられる主要な改正点につき、紛争解決プラクティス・グループ(国際仲裁チーム)のニュースレターにおいて別途詳細な解説を行っているため、併せて参照されたい(https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0027334_ja_001)。

2. 本改正案について

本改正案の公表に際して発表された SIAC の書記官(Registrar)の報告²によれば、本改正案は、2016 年に制定された現行の SIAC 仲裁規則の下、これまで SIAC が管轄した合計 3,000 件以上の国際仲裁案件の実績を踏まえたものである。本改正案は、ユーザー・エクスペリエンスの向上並びに効率性、迅速性及び費用対効果を高めることが意図されており、このような意図は、本改正案の多数の規定においてみることができる。

例えば、①迅速仲裁手続(Expedited Procedure)よりもさらに早期の解決を目指した手続である Streamlined Procedure の新設、②迅速仲裁手続の適用範囲の拡大、③緊急仲裁(Emergency Arbitration)制度の迅速化、④第三者資金提供(Third Party Funding)に関する開示義務の創設、⑤新たな事件管理システムとしての SIAC Gateway の導入、⑥仲裁人の選任手続における仲裁人候補者リストの活用、⑦仲裁判断等の公開に関する規定の創設が提案されており、これらの改正は SIAC が発表している上記の意図に沿ったものであり、また、国際仲裁に関する最新の実務や実務議論を踏まえたものであると考えられる。

3. 結語

本改正案は、意見公募期間中に寄せられた意見や SIAC 内部でのさらなる検討を踏まえて、変更が加えられる可能性があり、本改正案と同内容の改正がそのままなされるとは限らない。しかしながら、本改正案は、SIAC 仲裁規則が今後どのように改正されることになるかにつき大いに示唆を与えるものである。

SIAC 仲裁を利用し、また、今後利用する可能性のある企業・実務家にとって、本改正案の内容及び今後の進展は、注目に値するものといえる。

【シンガポール】

弁護士 土門 駿介

弁護士 佐藤 誠高

2 <https://siac.org.sg/wp-content/uploads/2023/08/Registrars-Report-Public-Consultation-on-the-Draft-7th-Edition-of-the-SIAC-Rules.pdf>

【論文】

- ✂ 矢野 雅裕弁護士、土門 駿介弁護士が下記の論文を執筆いたしました。
「調停に関するシンガポール条約の締結／条約実施法の制定」
掲載サイト: 商事法務ポータル

【セミナー】

- ✂ 土門 駿介弁護士が下記の Business & Law 合同会社主催のセミナーにて講演を行います。
2023 年 11 月 10 日(金) 15:00~16:30
Zoomによるライブ配信「クロスボーダー紛争案件(入門編) ~有事の対応と転ばぬ先の杖~」

【お問い合わせ】

Business & Law 合同会社 セミナー担当 Email : seminar@businessandlaw.jp

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com